

平成23年7月29日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であるA(以下「亡A」という。)が、平成〇年〇月〇日に死亡したので、亡Aの死亡当時、同人と事実上婚姻関係と同様の事情にあり、かつ、亡Aにより生計を維持していた者であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「遺族の範囲に該当しないため。(内縁関係の配偶者と認められないため。)」との理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

4 当審査会は、平成〇年〇月〇日付で、亡Aの戸籍上の届出のある妻Bを、本件の利害関係人に指定した(以下、Bを「利害関係人」という。))。

第3 当審査会の判断

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第58条第1項第4号、第59条第1項の規定によれば、その者の死亡当時その者によって生計を維持した配偶者に遺族厚生年金が支給されるが、ここにいう「配偶者」には、婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとされている(厚年法第3

条第2項)。しかし、いわゆる重婚的内縁関係が存在する場合には、死亡した者と内縁関係にある者が厚年法第3条第2項所定の婚姻はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者といえるためには、まず、戸籍上の配偶者と死亡した者との間の婚姻関係が実体を全く失ったものとなっていることが必要であるとされている(昭和55年5月16日庁保発第15号社会保険庁年金保険部長通知)。そして、法律上の婚姻関係がその実体を全く失ったものといえるためには、その婚姻関係が実質を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している場合をいうと解するのが相当であり、さらに、婚姻関係が実質を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化しているといえるためには、受給権者と妻が事実上婚姻関係を解消することを合意した上、長期間別居していること、受給権者から妻に対して経済的給付がなされているとしても、それが事実上の離婚給付としての性格を有するものと認められ、受給権者としては、別居以後は共同生活を伴う婚姻関係を維持継続しようとする意思を放棄したと認められること等の事実が認められることにより、受給権者と妻が事実上の離婚状態にあったといえる場合でなければならぬと解するのが相当であり(最高裁判所昭和54年(行ツ)第109号同58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270頁参照)、上記にいう事実上の離婚状態とは、受給権者と重婚的内縁関係にある者との関係が密接であるために反射的に戸籍上の妻との関係が疎遠になっている状態をいうのではなく、受給権者と戸籍上の妻との間に婚姻関係を解消することについての合意があり、経済的給付も事実上の離婚給付としての性格を有するものであることなど、双方の積極的な意思が合致して事実上の離婚状態を作り上げているということであればならないというべきである。

2 亡Aには、その死亡の当時、法律上の婚姻関係にある戸籍上の妻である利害関

係人がいたので、本件の当面の問題点は、亡Aの死亡当時、同人と利害関係人との婚姻関係が実質を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化していたと認めることができるかどうかということ（以下「第1の問題点」という。）になるが、これが肯定的に判断される場合には、亡A死亡当時、請求人が亡Aによって生計を維持していたかどうか（より具体的には両者が生計を同じくしていたか、及び、請求人が将来にわたって850万以上の年収（又は655万5000円以上の年間所得）を有すると認められる者以外の者であるか）が問題（以下「第2の問題点」という。）となる（厚生法第59条第4項及び厚生法施行令第3条の10並びに平成6年11月9日庁発第36号社会保険庁運営部長通知及び同日庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課課長通知）ので、先ず、第1の問題点について検討する。

3 一件記録によると、亡Aと利害関係人との婚姻関係の経緯及び亡Aと請求人との内縁関係の経緯について次の各事実が認められる。

(1) 亡A（昭和○年○月○日生）と利害関係人（昭和○年○月○日生）は、昭和○年○月○日に婚姻の届出をした夫婦であり、両名の婚姻関係は亡Aの死亡時まで継続していたもので、両者の間には長女A、長男B（以下「B」という。）及び二男Cが生まれたが、長女Aは平成○年○月に死亡している。一方、請求人は、D及び母Eの○○として昭和○年○月○日に出生した女性であるが、婚姻歴はなく、現在も、亡Dを筆頭者とする戸籍の同居者となっている。

(2) 亡Aは、自衛隊に勤務していた国家公務員（衛視）であり、平成○年○月○日に退職して翌○月○日に国家公務員共済組合連合会加入組合員資格を喪失し（組合員期間○○○月）、同年○月○日に厚生年金保険の被保険者となり、平成○年○月○日にその被保険

者資格を喪失して、同日国民年金の被保険者となり、平成○年○月○日にその被保険者資格を喪失し、同日、退職共済年金受給権を取得したものであるが、上記国民年金の被保険者期間を通じて全期間保険料は未納であった。

(3) 亡Aは、平成○年ころまでは、利害関係人及びBらと○○郡○○町で同居して、居住地区の役員もしていたが、地区の公金を着服し、また、多額の借金を抱えていた。亡Aは、このようなことから、同年○月ころ出奔して所在不明となり、残された利害関係人ら家族も居づらくなって同所を出て、現在の住所地に落ち着いた。

(4) 亡Aは、出奔後の平成○年○月に請求人方に身を寄せた。請求人は、亡Fと知り合った経緯について、亡Fは請求人の店に来る客の一人であったと陳述しているが、詳細は明らかではなく、真偽のほどは分からない。しかし、請求人がそのころ亡Fを受け入れて同居を始めたことは事実のようであり、亡Fは、平成○年○月○日になって、○○郡○○町○○○○○○番地○○G方）を住所と定めて同所に転入手続をしているが、その住民票謄本によると、前住所欄には転入前の住所の記載はなく、「住所設定」との記載があるのみであることから、亡Fは、家族の許を出奔してから住民基本台帳法上の届出をしないまま推移し、その間、利害関係人及び子らが転居した後に、職権又は利害関係人の届出により、亡Fの住民票が消除されていたものと推認される。亡Fは、受給権発生月を平成○年○月とする退職共済年金の受給権を取得し、同月○月からその支給を受けている（受給権発生当時の年金額は○○○万○○○円）が、上記のとおり同年○月○日に住所設定により上記住所に転入届を提出したのは、退職共済年金裁定請求の必要に基づくものであると推認される。請求人と亡Fは、上記のように同居していたが、それぞ

れが世帯主として登録されていた。

- (5) 亡Fは、出奔後暫くは、利害関係人の許を訪れることも、手紙の遣り取りをすることもなく、電話連絡をすることがあったのみであったが、平成〇年ころに、Bの名義で借金をしたことから、同年の年末ころからは、月に1回から2回の頻度で、利害関係人とお好み焼き店「a」で会うようになった。お好み焼き店で会うのは、亡Fが出奔した事情から、人目を避ける必要があったからであったが、会う際には、一緒に食事をするとともに、亡Aから〇万円程度が利害関係人に渡されていた。この金銭は、利害関係人に対する生活費の援助及びB名義でした借金の返済分として渡されていた。平成〇年〇月ころには、亡Aが胃がんのため入退院を繰り返すようになり、また、利害関係人も脳梗塞を患ったことから、両名の面接交渉は途絶えていた。なお、Bは、平成〇年から〇年ころにかけて、1回だけ、亡Aに利害関係人との離婚を切り出したが、亡Aの返答は、離婚はしないとのものであった。
- (6) 亡Aは、上記のとおり、退職共済年金を受けていたが、加給年金対象の配偶者はいないものとして、加給年金の加算はなかった。しかし、亡Aは、平成〇年〇月〇日付で裁定された老齢厚生年金に係る加給年金対象配偶者として、利害関係人を届け出ている。
- (7) 請求人は、平成〇年〇月を受給権発生月とする老齢基礎年金を平成〇年〇月から受給するようになり、一方、利害関係人は、平成〇年〇月を受給権発生月とする厚年法附則第8条所定の老齢厚生年金及び支給繰上げに係る老齢基礎年金を平成〇年〇月から、平成〇年〇月に遡及して受給するようになった。
- (8) 亡Aは、進行胃がんに罹患しており、平成〇年〇月〇日に〇〇郡〇〇町所在の病院において手術を受けたが、切除不能胃がんとので所見であって、引

き続き同病院に入院中の同年〇月〇日に死亡した。亡Aが死亡の〇か月前から胃がんで入院していたことは、利害関係人ら家族は皆知っており、死亡届はBによって提出され、葬儀はBが喪主となって営まれたが、利害関係人は、脳梗塞のため葬儀に出席することができなかった。

- (9) 亡Aは、平成〇年〇月〇日付の「ゆい言書」と題する自筆証書遺言書を作成しており、これを請求人が保管していた。請求人は、遺言書の保管者として、〇〇家庭裁判所に遺言書検認の申立てをし、同裁判所は、同年〇月〇日に検認（注：もっぱら遺言書の形式その他の状態を調査確認する一種の検証手続であり、遺言の内容の真否、その効力の有無等実体上の効果を判定する手続ではない。）の手続をした。この「ゆい言書」には、① 亡Aと請求人が平成〇年から現在まで〇〇年間以上同性（注：同棲）生活を共にした旨、② 大病を3回目であるが内情のこう（注：内助の功）著しく看病してくれた旨のほか、「なおHさんについてはこの10数回一度の接見もなし援助関係もなし夫婦係関はたんしています。」との記載がある。

- 4 以上の認定事実によると、亡Aが利害関係人及び子らのいる自宅を出奔して所在不明となったのは、地区の役員をしていて公金を着服してしまったことと、多額の借金があったことが原因であると認められ、利害関係人との婚姻関係が破綻状態にあったというような問題があったからではなかったものであり、このことは、亡A出奔後に利害関係人も居づらくなって、転居したことからも了解可能である。しかして、請求人は、亡Aを受け入れて同居を始めるに際し、亡Aから、利害関係人から家を追い出されたとか、夫婦関係は破綻している、離婚届に署名して渡してきたということを聞いていた旨陳述するのであるが、上記認定事実には照ら

して、その陳述をそのとおりには信用することはできないし、仮に、亡Aがそのような話を請求人に対してしたことがあったとしても、女性の許に転がり込んで世話になる男がその女性に話したことであって、それが真実の話であるとはにわかに認めがたい。しかし、亡Aは、平成〇年ころに、長男であるBの名義で借金をしており、同年末ころからは、利害関係人と1か月に1、2回の頻度で面接交渉しており、その際には、婚姻費用の分担と解される金銭給付として、〇万円程度のお金が利害関係人に渡されていることが認められるのであり、これらのことは、亡Aと利害関係人ら家族との間には、決して太くはないが、夫婦の協力扶助関係（民法第752条）及び直系親族の相互扶け合いの関係（民法第730条）の関係が維持されていることを示すものというべきである。もっとも、平成〇年〇月以降は、その面接交渉も金銭給付も途絶えていたと認められるのであるが、それらは、亡Aの胃がんによる入院及び利害関係人の脳梗塞発症という面接交渉を妨げる事情が生じたからであると認められるのであって、亡Aと利害関係人との間に、婚姻関係を解消するとの合意の存在も認められず、亡Aも、Bから切り出された離婚についてはこれを否定する返答をしており、亡A及び利害関係人の双方において婚姻関係を維持継続しようとする意思を放棄したと認められるような事情をうかがうこともできないのである。以上の事情を総合考慮して判断すると、亡Aの死亡の当時、亡Aと利害関係人との婚姻関係が実質を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化していたものと認めるには足りず、上記認定の亡A作成に係る「ゆい言書」の記載内容は、上記認定判断を覆すに足りず、他に上記認定判断を覆すに足りる証拠資料はない。

5 以上の認定及び判断の結果によると、

第2の問題点について判断するまでもなく、請求人は、厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項所定の亡Aの死亡当時亡Aによって生計を維持した配偶者に当たらないと認められるから、原処分は相当かつ妥当であって、これを取り消すことはできないから、本件再審査請求は理由がない。よって、主文のとおり裁決する。